地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に 基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年9月27日

 静岡県監査委員
 青
 木
 清
 高

 静岡県監査委員
 城
 塚
 浩

 静岡県監査委員
 和
 田
 篤
 夫

 静岡県監査委員
 曳
 田
 卓

1 包括外部監査の特定事件

平成30年度

「指定管理者制度を採用する公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について」

2 措置進捗状況の内容

別冊のとおり

平成 30 年度包括外部監査結果に基づく措置

注)表中「監査結果」欄の見出し記号は、平成30年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

	監査結果		措置の			
	1111	報告書の該	実施状況	措置の内容	方針決定予定時期	担当課
区分	内容	当ページ	(区分)		・完了予定時期	
A 総論	ì		(12)37			
	①『手引』のあり方について			指定管理者制度は、法		
	『手引』が県のホームページにおい			定による詳細な規定がな		
	て、広く一般に開示されている以上、			いため、標準的な手続を		
	県民は、この『手引』に従って指定管			示したものとして『手		
	理者制度導入施設の適切な管理運営が			引』を作成している。そ		
	行われていることを期待するであろう。 う、と考えるのであれば、準拠性はあ			の中でも、募集期間や評 価委員会の実施時期など		
	う、と考えるのであれば、単純性はあり る程度強く求めていくべきである。指			具体的に期間や期日を明		
	定管理者制度が導入から 10 年以上が			記している項目は重要な		
	経過し、制度としてはかなり成熟化し			事項と考えており、準拠		
	ていることや、制度導入施設もほぼ固			すべきルールとして位置		
	定化していることを考えれば、いわゆ			付け、各担当課に点検チ		
意見	る、初心者向けのガイドブックといっ	P21	措置	ェックシートによるセル	令和2年	行 政
16.70	たものよりも、静岡県におけるルール		対応中	フチェックと行政経営課	3月	経営課
	ブックといったものとして、位置付け			への報告を求め、準拠性		
	ていくべきではないだろうか。			を高めていく。		
	また、ルールの中にも重要性の程度					
	があって、厳守すべきルールと、努力					
	目標的なルールがあるとすれば、重要					
	性の高いものについて確実な運用を図					
	るための点検チェックシートを作成					
	し、各担当課によるセルフチェックと					
	行政経営課への報告の仕組みを検討す					
	べきである。					
	②ホームページの管理(募集期間など)			ホームページへの掲載		
	県のホームページで、指定管理者制			手続きについては、年度		
	度導入施設に関する情報は行政経営課			当初の担当者向け説明会		
	がまとめて所管し、施設ごとに指定管			において、包括外部監査		
	理者の募集状況や、指定管理者の選定			結果の説明と点検チェッ		
	や評価の結果が掲載されている。この ホームページを見れば、指定管理者の	•		クシートの配布により、 『手引』に則った運用を		
	募集期間(募集要項の配布から申請受		144- ma	各担当課に周知徹底し		
意見	付終了日まで)が短い施設や評価委員	P22	措置完了	た。		行政
	会の実施時期が遅い施設、また、評価		元」	今後は、ホームページ		経営課
	委員会の議事録を公表していない施設			に情報を掲載する際に、		
	など、『手引』の運用状況がよくわか			『手引』に則った運用が		
	る。			されていない場合は、改		
	行政経営課は、こうした『手引』通			善するよう各担当課に対		
	りの運用ができていない施設が多い状			して指導助言し、適切な		
	況がそのまま情報発信されていること	<u>. </u>		情報発信を図っていく。		

	に問題意識をもって、ホームページの					
	掲載にあたり、『手引』の運用状況を					
	チェックし、適切に指導助言すべきで					
意見	ある。 ③ 3 第年はする 第一年ではする 第一年ではする 第一年ではする 第一年ではする 第一年ではする 第一年ではする 第一年ではする 第一年ではずる 第一年では、のから 第一年でする 第一年でする 第一年でで 第一年でで 第一年で	P22	措が定	今後、年度評価の実施 時期につままでは、「実施表現につままでは、「実施表現」と、『手引』に、実施表現にの、またでは、では、では、では、では、できまれている。というでは、できまれている。というでは、できまれている。というでは、できまれている。というでは、できまれている。というでは、できまれている。	令和2年 3月	行経営課
意見	④指定管理者の評価の公表について 『手引』では、議事録に公表してることになるが、実際に公表して公表しない。 をにないもが、実際に議事録にない。 をでは、場合によるでは、場合にない。 をでは、場合によるでは、場合にない。 をである。 は、での見がである。 は、とでの見がである。 は、とでの見がである。 はといのものである。 またののよとめ所に、からいでは、 ランメントでは、ののいるがは、 当課によってはまりののののは、 のののは、 のののは、 がいるが、 のののは、 ののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のののは、 のの。 ののは、 ののは、	P23	措 置 対応中	議事録では、 を なな審議としたとの では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	令和2年 3月	行 政経営課
意見	⑤独立性について 『手引』において、独立性の要件定義が弱く、運用上も確実にチェックされたかどうかの事後検証ができない。 行政経営課はチェックリストや委員への確認状のひな型を用意して、各担当課に作成・保存を徹底させるべきである。	P23	措 置 対応中	独立性の具体的な要件 定義を検討した上で、該 当有無を確認する様式の ひな型を作成し、各担当 課における確認・保存の 徹底を図っていく。	令和2年 3月	行 政 経営課

意見	⑥指定管理者の申請者を増やすための取組を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を関連を	P23	措 完 置 了	今年度かって、の開てでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		行経営課
意見	①モニタリングや視察時のチェックリストの整備についてモニタリングや視察時のチェックリストの整備を進めるで、ででであり、行政を増かるで、まされているをででであり、でででであるに、既にをしているでででである。。 では、	P24	措が立て	各施設で運用されてお考 で運用トを参作 のリスな型を作った。 でリスなでののでは、各施設では、各施設ではないのでは、 では、ないのでは、 をできるできる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	令和2年 3月	行 政 経営課

意見	(8) (9) (9)	P25	検討中	に寿に険の中成導。管、いいが、 に寿に険の中成導。管、いいいが、 に寿に険の中成導。管、いいいが、 に寿に険の中成導。管、いいいが、 に寿に険の中成導。管、いいいが、 に寿に険の中成導。管、いいいが、 に方が、 にうが、 にうが、 にがが、 にが、 にがが、	令和2年3月	行 経営課
----	---	-----	-----	--	--------	-------

	監査結果		措置の		구V/ / 구스 구마+#0	
豆八	内容	報告書の該	実施状況	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	內谷	当ページ	(区分)		- 元11/疋时朔	
B 静岡	県男女共同参画センター		Г	I to take on the state.	1	1
意見	①指定について まずに	P34	措が定中	指定管理者の募集につ 募集行政に、 事業行政に、 事業行政に、 事業行政に、 事業行政に、 のが、 のが、 では、 のので	令和 4 年 10 月	男女共画課
意見	②指定管理者の業務のモニタリングについて現在のところ視察(県による施設点検)マニュアルは公式のものはなく、数年で担当が交代することを考慮すると、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましい。視察項目をチェックリスト化している部局もあるため、参考にして頂きたい。	P34	措 置 了	営繕企画課が施設管理 担当者向けに作成マニュのけに作成マニュのは、 一次大学ででは、 一次大学では、 一次大学ででは、 一次大学では、 一次大学では、 一次大学では、 一次大学でのより、 一次大学でのより、 一次大学でのより、 一次大学でのより、 では、 一次大学でのより、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では		男女共同参 画 課

意見	③個人情報の管理方法の見直しについて個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課も個人情報の漏洩リスクを認識しており、今後、担当課と指定管理者が連携して、次の対応をしていく必要がある。・指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検・指定管理者によるチェック(方法・時期等)の総点検・個人情報取扱規程の整備・担当課によるチェック(方法・時期等)の総点検・チェック記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P34	措 置 対応中	監査結果報告書を受けて等を表別で、等を表別で、 等では、 できるでは、 できるでは、 できるでは、 を参考には、 ででででででででである。 でででである。 でででは、 でででできる。 でででできる。 でででできる。 でででできる。 ででできる。 でででできる。 でででできる。 でででででできる。 ででできる。 でででできる。 ででできる。 でででできる。 でででできる。 でででででででできる。 でででででででででで	令和元年 11月	男女共同
意見	④指定管理者の目標指標について 指定管理者の主な業務内容は、県男 女共同参画事業であり、貸会議室運選 は副次的な業務であるが、指定管理者 の目標指標を「施設の全体利用率 75% 以上、利用者満足度 95%以上」のみと している。第2次県男女共同参回を している。第2次県男女共同参回を 計画で、「県男女共同参していること を行政活動指標としていること標の を行政活動指標としているに関する指標と も、貸会議室の運営に関する指標としている。 を目標指標とするのは、指標として を行政ないと考える。施設の を目標指標とすることが望ましいと考える。 に関連者の を目標を設定することが望ましいと考える。	P35	措置了	監査結果報告書のとおり、開業を計画を表表を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を		男女共同参 画 課
意見	⑤外部評価委員会の評価結果について 現在、指定管理者外部評価委員会に おいて、県の管理に関する指摘等があった場合、県が対応する案件である旨 を委員に説明し、講評には含めていない。 指定管理者の評価が本来の目的であるため、指定管理者に対する講評のみで足りるが、県の管理に対する講評を 掲載し、県の取組姿勢を県民に示すことも有益と考える。	P35	検討中	指定管理者外部評価委 員会での県の管理に関す る指摘等については、指 定管理者に対する評価と 併せて、県民に対して示 すことが有効とも考えら れるため、講評として掲 載するかどうか検討す る。	令和元年 10月	男女共同参 画 課

	監査結果		措置の		十八十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	
区分	内容	報告書の該 当ページ	実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
C 静岡 意	現果民の森施設 ①利用者数の目標について 当該施設は、利用者数ではなく、利用者数にしており、、利用者数は宿泊客のみを力ントし、しかし、設計事をは対象となっていない。しば、ということは対象となったがらでに照られたがらではないがらことがある。 したがって、担当課は、利用者数の力が、おりまではないでも目標をもに利用者数について、指定管理者とともに利用者数の増加を図る努力をするべきである。	P44	措が置中	現在利的 15 在 対 5 の 数 合 し 切 再 指 協 日 森 業 経 客 間 る の 利 を で と で と い い 次 (3 1 の 対 る で と で か 者 に で 歌 の 教 合 し 切 再 指 協 日 森 業 経 客 間 る の り 者 の 更 を 管 増 る の 利 に か て と は た が ま が ら が 表 に で 歌 の 対 に を か 者 に で 歌 の 大 に ま か の 利 施 設 足 指 者 に で 歌 の 対 に を で か 者 に で 歌 の が 次 (3 1 の 対 る が に 老 が ら い か 次 (3 1 の 対 る が に 本 が に 本 が に 本 が ら い か で に お が は に が で お の 男 を 管 増 る が が に と け に な 皮 定 定 ま 施 務 営 も 利 こ 方 の 集 新 高 理 加 に か て か か 者 に で か 者 に で か 者 に で か 者 に で お の 男 を 管 増 る が ら か れ か な 皮 定 定 ま 施 務 営 も 利 こ 方 の 集 新 高 理 加 に か に か に か ま か る が ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま か ま	令和2年3月	環がいる。
意見	②施設のあり方について 当該施設は、利用者を特に限定することなく、広く一般県民が野外活動に 利用することを目的にしているが、利 用者は毎年 4,000 人前後にとどまっている。 一方で「施設全体の収支差額合計」は、最終的に税金で賄われている維持管理コストであるが、毎年約 40,000千円が経常的に費やされ、修繕費が膨らむと税金負担はさらに重くなる。この結果、当該施設は、利用者 1 人当たりの税金負担が割高な施設になっている。	P44	検討中	平成 30 年度から県と 指定管理者で『「県民の 森」満足度向上に向けた 施設の集中化等のための 検討会』を開催し、既存 施設の集中化や利用形態 の変更等の中長期的な見 直しを行っている。明イ し、現状把握、施設の整理 を行った。 今年度も引き続き検討 会を開催し、個々の施設	令和2年 3月	環境ふれあい課

平成 22 年度に実施された事業仕分けで静岡県県民の森施設管理運営費が「要改善」の結果を受け、施設の存続の要否が検討されたが、野外レクリエーションの場として今後も宿泊施設として運営することが望ましいとの結論となった経緯がある。

建物木造部の腐食や各種設備の経年 劣化が進んでおり、今後、修繕費が増加することが予想される。担当課も中長期的な修繕計画の策定が必要であるという認識を持っているが、まず、どれだけ多くの県民に当該施設が有する価値を提供することができるのかといった視点で、施設のあり方をもう一度議論すべきと考える。 の方向性を決定して、年 度内に県民の森に関する 整備方針及び再整備計画 を作成していく。また、 再整備計画を作成するに 当たり、地元住民や静岡 市の意見を聞く場を設 け、当該施設のあり大と 利用価値を議論して、利 用促進につなげていく。

	監査結果		措置の		+VI # 다 > 다마 #u	
	r de la companya de l	報告書の該	実施状況	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内容	当ページ	(区分)		* 元] / 足时期	
D 静岡	県コンベンションアーツセンター				T	
意見	①施設の利用状況(稼働率)の把握について 直近5年間における施設全体の稼働率は、概ね8割を確保しているがら、9算マとは、概ね8割を確保して1日とでは、があれば実施の利用実績にも利力ウンにおいてである。となるとは、も利力ウンにおいてもるな稼働をできるでできるなでできるななのではないが、といったがあるコマができななが、といったがあるコマができない。利用コマーはできなながのできない。対対のできないが、ないが、も含め利用できないが、も含め利用できないが、も含め利用できながが、があるコマがではないが、ものでははないが、があるコマがではないが、はないが、があるははななのでははないが、があるにははないが、できないが、がある。と情報としてもあり、またものでもあり、またものでもあり、またものでもあり、または、はないが、はないが、はないが、はないが、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	P58	検討中	国等の調査で用単位であて 関本は主に見してでは、 のであり、 のではでするでででするででででででででででででででででででででででででででででで	令和2年 3月	文化政策課
意見	②指定管理者による労働関係法令の遵守について 指定管理者の労働条件への配慮規定について指定管理者の労働条件への配慮規定について指定管理者が作成する事業計画書に記載があるものの、指定管理者を募集する際に示す募集要項と指定管理者とで締結する協定書には記載がない。 労働環境の悪化は県民サービスの質や利用者の安全確保にも影響しかねとしても募集要項及び協定書の中においても募集要項及び協定書の中において、労働基準法等の労働関係法令を遵守する旨を具体的に定め、予め指定管理者に明示する対応が望まれる。	P58	措 置 了	次期指定管理期間(令和4~8年度)の募集要項及び協定書から記載することとした。		文化政策課
意見	③指定管理者の業務のモニタリングについて 当該施設の担当課による視察に関して、チェック項目等を定めるなど視察によるモニタリング方法を定めた基準等は特に設けられていない。また、指定管理者が個人情報を適切に取り扱っていることを確認した記録も残っていない。	P59	措 置対応中	他部局の例を参考に視 察項目をチェックリスト 化する。	令和2年 3月	文 化 政策課

	一方で、例えば、指定管理者による 再委託に関して、県では、当該施設で の打合せ等の際に、再委託業者からの 報告書等を確認するなど、現に視察に よるモニタリングは実施されている。 数年で担当がローテーションするこ とを考慮すると、視察項目を網羅的に 文書化しておくことが望ましいと考え る。視察項目をチェックリスト化して いる部局もあるため、参考にして頂き たい。					
意見	④外部評価委員会の評価結果への対応について 外部評価委員会の評価結果の伝達にあたっては、評価点とともに「評価に関する意見」が示される。当該意見は、評価結果の根拠を示すば見いない。当該意見は、評価結果の根拠を示すな意見や提案がなか、解決する様々な意見や提案がなか、解決するまで継続的に検討し、履歴を残していくことが有益と考える。現状は、次回の評価委員会においるを残しているため、す応状況をめ、文書で報告するなど改善が望まれる。	P59	措定了	今年度実施した指定管 理者評価委員会から、前 年度の評価委員の意見に 対する対応状況を様式化 し、委員に対して文書で 報告した。		文化政策課
意見	⑤指定管理者評価委員会による年度評価の実施時期については、いずれもとのよる年間の年度に対してはいずれもとのでは、いずりのでは、いずりのでは、なりのでは、なりのでは、ないののでは、では、ないののでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないが、ないでは、ないが、ないでは、ないが、ないでは、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないのでは、ないが、ないのでは、ないが、ないのでは、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが	P59	措 置 中	今年度は8月に昨年度 評価を実施するが、来年 度以降はより早い時期に 実施できるよう調整す る。	令和 2 年度	文化政策課

			措置の							
	監査結果	却化争の法	実施状況	世	罟	σ	内	숬	方針決定予定時期	担当課
区分	内容	報告書の該 当ページ		7日	但.	V	F 3	台	• 完了予定時期	15日本
E 静岡県舞台芸術公	<u> </u> E		(区分)							
□ □				亚式	, 30	在月	年にほ	具と指		
	、端的に言えば、SPA:			定管理						
	を行うために税金を使っ			園利活						
	している特殊な施設であ			げ、公						
	都市公園などと比べても			県民へ						
	女は非常に少ない。しか∶ 5用使用者であるSPAC∶			て検討				。 尽参加		
	·以上を使用していない施:			イベン						
設もある。	NI E KATO CO GO			板の改						
" =	該施設は、SPACの公			ととし	人。今	後	ら継続	売して		
	グランシップの劇場から			利活用	に取	組ん	っでい	· < 。		
	1頂の展望施設からも近!									
	の観客や日本平山頂の展 客をうまく呼び込むこと									
	かなり有効な活用も期待									
	立地している。									
設置から 2	0 年以上が経過し、施設									
	んできており、今後、施									
	も増加していくことが予									
	、現状の活用方法のまま : の理解は得にくいである :									
5.	ン 生 併 は 内 に く く C U / J									
SPACI	、公益財団法人という形									
	いるが、実質的に静岡県	P70	措置						令和2年	文 化
の劇団であり	、そのSPACの芸術活: 施設であるとすれば、S		対応中						3月	政策課
	:旭畝でめるとりれは、S : はもっと積極的に県民に:									
	きであるし、当該施設は									
SPACの活	動を県民に還元するため									
	っと積極的に活用できる									
=	くべきである。 当該施設の本来の目的で									
, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	の芸術活動の場としての									
1	トることを考慮しながら!									
も、より積極	的な一般利用の方法、県									
)方法を検討すべきであ									
る。	では、SPACの専用使									
	ていることから、公園の									
/// = //// = -	SPACが当該施設の指									
	担うという特殊な状況に									
	公園の一般利用が進み、									
	けの見直しが必要となる!									
	定管理者についても、必 Cでなくてもよくなるこ									
, =	るため、その際には、指									
	定方法についても見直す									
べきである。										

意見	②警備に関する支出の見直しについて 当該施設では、365 日、24 時間体 制で警備員を配置しており、施設正面 入口から外部に対する一定の牽制効果 が期待できるほか、SPACのスタッフ・宿泊者・園地散策者等を含めた施設利用者からの様々な連絡を受け付ける第一の窓口になっている。しかし、その反面、監視カメラもなく、樹木も多い見通しの悪い広いの警備がであるとしているのか、という疑問もある。 担当課は、警備体制のあり方と警備に関する費用対効果について再検証すべきである。	P71	検討中	警備体制の現状と課題を整理し、対策について 指定管理者と協議する。	令和2年 3月	文化政策課
意見	③評価委員会による年度評価の実施時期について 外部評価委員会が翌年度の後半に実施されている。「手引」では、年度評価に基づき、運営上の課題を洗い出し、年度計画の修正や改善の実施など、次年度の運営において課題の解決に必要な措置を講じるとされ、遅くとも次年度6月頃までに実施することを求めているが、直近の年度評価は遅いと言わざるを得ない。外部評価に期待されるPDCAサイクルが有効に機能させるように体制を見直す必要がある	P72	措 置 対応中	今年度は8月に昨年度 評価を実施するが、来年 度以降はより早い時期に 実施できるよう調整す る。	令和 2年度	文化政策課

	 監査結果		措置の		구인가 누즈 누마+#n	
ΕΛ	de con	報告書の該	実施状況	措置の内容	方針決定予定時期	担当課
区分	内容	当ページ	(区分)		・完了予定時期	
F 静岡	県立水泳場 G 静岡県富士水泳場					
意見	①選定基準及び審査項目・配点について 『手引』によれば、募集要項には選定に係る審査項目及び配点を記載する必要がある。第4期(平成30~令和4年度)の募集(平成29年9月実施)に表現指定管理者の管理実績が優秀な場合に「期間評価」として加点配分を記載されているが、当該加点配分の明記がなかった。 「期間評価」の加点配分実績は10点であり、その他の配点合計(100点)の1割相当となっている。選定における事務の透明性を確保するためには、あらかじめ募集要項に明記しておくことがのぞましい。	P85	措 完 置 了	次回の募集要項から明記することとした。		スポーツ振興課
意見	②施設の大の高は 25mの 25mの 25mの 25mの 25mの 25mの 25mの 25mの	P85	検討中	30 断持の長性 議体県技まく 募度め合って成化期で維補す目視討県を支理の慎、期け岡計くに果計 画計、なの、推施口他等し、定和課設合作の過やでてポ用競特置に 期な政公とを中で、企工の機能の過程があれば、 のの地域、 がいれば、 ののでは、 がいれば、 がいますが、 がいまが、 がいまがまが、 がいまが、 がいまがいまが、 がいまが、 がいまがいまが、 がいまが、	令和4年3月	スポーツ課

	推進審議会等を活用し、長期的な視野 で今後の方向性を慎重に検討していく 必要がある。					
意見	③ ・	P86	検討中	②のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	令和4年	スポーツ課
意見	④ネーミングライツ等の他の収益獲得施策の立案についてスポーツ庁では、スポーツ施設の収益拡大施策についての各自治体の取組事例を紹介しており、ネーミングライツによりスポンサーを募る公共施設等の例も散見される。安全なスポーツ施設を持続的に運営していくためには、何よりも安定した財源の確保が課題であり、コンセッション事業の導入等の官民連携による効率的な経営の仕組みを考えるととも	P86	検討中	現在、2施設と借入ととも も用しました。 をおいては、ないないでは、 をおいては、ないでは、 では、大いのでは、 では、大いのでは、 では、ないでは、 では、ないでは、 では、かいでは、 では、 では、 でいるかで、 のいでは、 でいるがでと、 でいるがでいる。 でいるがでいる。 でいるがでいる。 でいるがでいる。 でいるがでいる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	令和4年 3月	スポーツ 振興課

	に、施設の設置者である県が、施設が			の公共施設の運営手法の	
	潜在的に有する収益性を見出して、こ			多様化の状況を踏まえ、	
	れを活用していく施策を立案していく			財源確保の観点から、次	
	ことも重要である。ネーミングライツ			期、指定管理募集時期と	
	のように施設そのものに係るもののほ			なる令和4年度に向け検	
	か、施設内外の看板設置による広告収			討していく。	
	入策や、寄付金の募集、基金の創設等				
	の一層の財源確保に取り組まれたい。				
	スポーツ競技は、官民問わず、企業広				
	告や協賛の対象となることが多いこと				
	からさまざまな事例があるため、これ				
	らを検証し、当該施設にふさわしい方				
	法を研究する必要がある。				
	⑤評価委員会による年度評価の実施時			監査の結果を踏まえ、	
	期について			今年度の評価委員会は6	
	外部評価委員会が翌年度の後半に実			月 27 日に実施した。	
	施されている。「手引」では、年度評			来年度以降も6月を目	
	価に基づき、運営上の課題を洗い出			処に開催し、PDCAサ	
	し、年度計画の修正や改善の実施な			イクルを有効に機能させ	
意見	ど、次年度の運営において課題の解決	P87	措置	る。	スポーツ
忠元	に必要な措置を講じるとされ、遅くと	101	完 了		振興課
	も次年度6月頃までに実施することを				
	求めているが、直近の年度評価は遅い				
	と言わざるを得ない。外部評価に期待				
	されるPDCAサイクルが有効に機能				
	させるように、体制を見直す必要があ				
	る。				

下
日 静岡県立富士見学園
計画県立富士見学園
●施設のあり方について 当該施設では、社会環境の変化により、入所者の障害程度が重度化し、施設に求められる役割が変化する中、定員数や提供サービスの見直しなどで対応している。 しかしながら、入所者の障害程度の重度化に対応した支援を行うために、人員を配置することによって、指定管理料収入を含めても、施設単体での運営収支が赤字になっていることなどの課題が認識されている。 そのため、当該施設は、「今後維持すべき施設の機能に施設のあり方と」という根本的な部分について、見直しの必要性が生じている状況にある。今後のあり方として能読するのか、民営化するのかの2つの選択肢が考えられる。 県有施設として指定管理者制度を継続するのか、民営化するのかの2つの選択肢が考えられる。 県有施設として指定管理者制度を継続するのか、民営化するのかの2つの選択肢が考えられる。 「果有施設として指定管理者制度を継続するのか、民営化するのかの2つの選択肢が考えられる。 「果有施設として指定管理者制度を継続するのか、民党化するのかの2つの選択肢が考えられる。」「知的障害者支援のあり方を下いても検討を深めていく。 をの中で、五上学園の今後のあり方は、その中で、五上学園の今後のあり方については、その中で、五上学園の今後のあり方についても検討を深めていく。 をのまり方にかいて、見直しの必要性が生じている状況にある。今後のあり方としては、大きく分けると、県有施設として推定管理者制度を継続で、適合を解消する必要がある。そのためには、大規核な改修・改築工事が想定されるが、現時点で不適合になっている部分を直すだけではなく、将来に渡って長期的に県有施設として維持していく計画の下、施設を再
設計し、多額の以修賃用の財源権体が

	 監査結果		措置の		구인 게 다 국 다마 Hi	
豆八	内容	報告書の該	実施状況	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	刊谷	当ページ	(区分)		九丁八尺时州	
I 静岡	県沼津労政会館・静岡県静岡労政会館	静岡県	浜松労政		T	
意見	①施設のあり方につれる30年頃に設置される30年頃に設置される30年頃に設置出る議立をでいる。 当該施主な事業者の増進"と情勢を担当をがき的で、労働者に関いて、労働者に関いて、労働者に関いて、労働者に関いて、労働者に関いて、対したがきのでは、対したが、多のでは、のののでは、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の	P107	措	果にら数なそつ討あ 発は価のにチ 化将はシ踏か討く 関係異状なこ 用運員活やきて施と向設ネ要のて設用こご団な況あと が営か用利続い設の性全ジが方面の効る館係異状なこ 用運員活やきて施と向設ネ要のて設用こご団な況あと が営か用利続い設の性全ジが方進置をとと体るをりが 最にらし用きくの統に体メあ向進置をととなるがある。 している会進価 寿ないフトこのてい大求築入めまを要 限いる会進価 寿ないフトこのでを限め年居、え検で にて評館策し 命どてアをと検い	令和2年 3月	労 雇 政策
意見	②指定管理者の業務のモニタリングについて 毎月の会議や年1回の帳簿類等の調査について、項目を定めた上で実施し記録しているが、一部の事項について具体的な視察内容が不明瞭であり、視察項目をチェックリスト化している他部局を参考に、視察項目を網羅的に文書化しておくことが望ましい。	P108	措 置 了	平成30年度の実地調査 で成30年度の実地調査 に際のららにでいるでは、では、ででは、ででは、ででででででででででででででででででででいる。 でででいるできないででででいるできるでででででででででいる。 できないでは、これでででででででででででででいる。 できないでは、カートのでは、カートのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーのでは、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには、カーには、カーに		労 雇 用 政策課
意見	③指定管理者の評価について ア.外部評価委員会の評価結果について で 評価委員会における評価委員のコメントを、指定管理者が対応すべきものと県が対応すべきものとに明確に区分し、評価をまとめる際には、指定管理者に対するものとそれ以外に分けて表示するべきである。	P108	措 置 完 了	ア. 令和元年7月開催の評価委員会の評価から、指定管理者が対応すべきものと県が対応すべきものを区分して評価結果に表示することとした。		労 働 雇 用 政策課

	イ.評価票による評価とコメントについて 評価票では委員が項目別に点数をつけるが、最終的にはすべての項目の合計平均点で総合評価しており、総合評価のみならず項目別に今後の取扱いを検討すべきと考える。また、評価委員のコメントについて、今後ど続らに検討し、履歴を残していくことが有益と考える。				イ. 令和元年7月開催の評価委員会の評価から、総合評価と併せて項目別の評価結果を表示するともに、改善状況を経年的に把握できるよう資料を見直し、次年度以降も継続的に評価していく。	
意見	④施設の稼働状況のデータ分析について 当該施設は県営の貸会議室であり、 民間よりも割安な料金設定を実現する ために税金で運営費を賄う以上、より 多くの利用者に活用されなければ当該 施設の存在意義はないと言え、利用者 数は非常に重要な意味がある。 また、会議室の時間帯別の稼働状況 は、新たにとっても非常に重要な情報 である。 当該施設の長期的な方向性等を検討 するうえでも、会議室別・時間帯別の 稼働状況を把握する体制を早急に構築 する必要がある。	P109		置了	平成30年12月に開催 した指定管理者との月例 会議において、会議室 別・時間帯別の利用状況 の集計方法についてある し、県への報告様式を改 正した。	労 働 用 政策課
J 静岡	 県医療健康産業研究開発センター		•			
意見	①施設の利用状況と維持管理について 施設目標である製品化及び共同研究 数は入居企業の努力が強く影響するため、指定管理者の目標として直接的ではない。 指定管理者の活動に沿った目標設定や評価を行うのが望ましい。	P118		置了	平成 31 年度の事業実施計画書において、入居者との面談件数、紹介件数など、新たに指定管理者の活動に沿った補完数値の設定を行った。	新産業集積課
意見	②指定管理者の業務のモニタリングについて 月次報告書並びに業務仕様書に基づく業務遂行の状況について業務日報の確認を行っているが、年次報告書による事業内容確認時の様に視察項目を文書化しておくことが望ましい。	P118		置了	平成 30 年 9 月分月次 報告書から視察項目の文 書化を行い確認を実施し ている。	新産業集積課
意見	③評価結果の公表について 評価委員会による評価について、現 在、外部公表の対象は総合評価のみで ある。各評価項目の評価点についても 公開し、委員コメントも各評価項目と 紐づけて表示することが望ましい。	P118		置了	令和元年 6 月 24 日に 実施した平成 30 年度分 事業評価委員会の評価に ついて各評価項目毎の評 価点及び委員コメントの 各評価項目への紐付けを 行い公表した。	新産業集積課

	監査結果		措置の		十月十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	
区分	内容	報告書の該 当ページ	実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期・完了予定時期	担当課
K 静岡	県富士山こどもの国					
意	①施設の方につ利用数の推移を見るが、下では、16年以降の利用数の推移を見るが、平成16年以降の利用数の推移を見るが、平成16年以降の利用数の推移を見るが、平年度が表して、15年間では	P128	措対定置中	県は、大田 大田 大	令和2年3月	公緑地園課

	うこともの国」というを与っては、 「こともの国」というを与えていいる。 をいるもていいのののは、がのののでは、がのののののでは、がのののののののののののののののののの				
	のノウハウを発揮すべき余地はあると 考えられる。				
意見	②外部評価委員会の評価結果について 外部評価結果報告書を見ると、「公園 の維持管理に係る協議の場所では、といった項目が記載と要せされば、で成27年)、といった過程を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を関係を	P129	措 完 置	外に営、応に場事際作等ことをは、応に場事際作等にとととという。	公禄地課

	監査結果		措置の		구VI / 구스 구마+#I	
		報告書の該	実施状況	措置の内容	方針決定予定時期	担当課
区分	内容	当ページ	(区分)		・完了予定時期	
 L 静岡			(1—)\$/	<u> </u>		1
意見	①外部評価結果であると、安全の評価結果でして、改善事項として、改多年度)や、機能別ののというでで、では、では、では、では、でのでは、ででででは、ででででは、でででででででで	P139	措完置了	外部評価委員管理の 指定管理の 指定で であるは 新語による がででで でする でででで できないで できないで できないでで できるが対応する できるが対応すると のは、 のは、 のは、 のは、 のはで でいい。 でい。		公園
M 遠州 意見	①無料利用者数の把握について 公園緑地課では、当該施設の他にも複数の公園を所管しており、公園によって施設内容や指定管理者が異なることから、管理運営のやり方も多少異なるのは当然であるが、監査の結果、方法をの園施設の利用者数のカウントとがわかった。 当該施設では、競技会での有料施設の利用者をしている人についないが、同じ公園緑地課所管の草薙総合運動場では、公園内をもしている。施設内容や立地に違いがあるとは言え、当該施設の利用者数が少な	P149	検討中	無料公園施設の利用者数については、公園には、公園には、公園には、公園には、公園にはいの間では、第一次のでは、、一次のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	令和2年 3月	公 園 緑地課

い理由の1つには、こうしたカウント 方法の影響も少なくないと考える。 都市公園は、基本的に利用者から利 用料金を徴収できない施設であり、公 益性の観点から税金を使って維持管理 されるものである。利用者数はその公 益性を図るうえで最も重要な要素であ るから、担当課は、利用者数のカウン ト方法について、ある程度統一的な考 え方を検討し、各指定管理者に示すべ きである。				
②指定管理者によるプロポーザルの実 行状況の評価について 現指定期間(平成28年度~令和2年度)の募集・選定の際に、現在の指定管 理者から、上水から井水への切り替え や植物性廃棄物の園外搬出処分に係る 経費の削減等のプロポーザルがあり、 それが選定時の評価ポイントにもなっている。 しかし、外部評価委員会における評価項目には、当該項目の設定がなくして明確に評価が行われた形跡を確認できない。 選定時の評価ポイントにもなっているプロポーザルのでは、より確定に評価が行われた形跡を確認できない。 選定時の評価ポイントにもなっているプロポーザルについては、より確定に評価されるように、評価委員会での評価項目に明確に加えておく必要がある。	P149	措完置了	プロポーザル内容の実施状況については、外部評価委員会における指定管理期間全体の評価のでいることとでいる。	公園課

			措置の		+VI 개 수 3 수대 Hi	
- A		報告書の該	実施状況	措置の内容	方針決定予定時期	担当課
区分	内容	当ページ	(区分)		・完了予定時期	
O 静岡]県立朝霧野外活動センター		l.		I	I
指摘	①休所日のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	P174	措 置中	年のす使所条 2019 年のす 2019 年の 201	令和2年 3月	社 会
意見	出させ、職員の勤務状況を確認するべきである。 ①個人情報の管理方法の見直しについて個人情報の取扱いに関する管理方法と指定整備・運用できてい次の対応が十分に整備・運用できてい次の対応をして変がある。・指定管理者が連携して次の対応をして管理者によるの数点検・指定管理者によるチェック(方法・時期等)の総点検・個人情報取扱規程の整備・担当課によるチェック(方法・時期の総点検・チェック記録の整備・チェック記録の整備・チェック記録の整備・チェック記録の整備	P175	措 置 対応中	う。 指定管理者は、個人情報取規程及び当該規程を連じた管理体制を整理体制を整理体制を整理を制定をである。 担当課は、指定でである。 担当課は、指程及び・定管であるが、 が策に対してもに、大管であるが、 を行うとと沿ったで期めるがなされたされるかなされるかなされるかなされるかなされるかなされる。	令和2年 3月	社 会教育課
意見	②収支計算の見直しについて 指定管理者制度導入以降に人件費が 大きく減少し、このままでは指定管理 者の引受先がなくなり、事業を継続で きなくなるリスクがある。 これに対して、単純に人件費を増額 すればいいのではなく、収支計算について総合的に見直していくべきである。 ような点が考えらえる。	P176	検討中		令和 2 年 3 月	社会教育課

ア. 利用料金と自主事業の利用料減免 の見直しについて

県(税金)と利用者による施設の維持 管理コストの負担状況と、利用者1人 当たりの負担金額を比較すると、税金 負担額が大きいことがわかる。

当該施設で利用者収入が少ない要因は、料金設定の低さと減免対象の割合が大きいことにある。

利用料金については、担当課によって平成 26 年度に見直しが検討され、他の都道府県にある同様の施設の料金との比較も行われているが、利用者収入を増やすためにはどこを見直すべ、といったアプローチではなく、現行の料金設定を継続する理由付けに終わっている。しかし、スケートリンクの利用料金の設定など再度検討すべき余地があると考える。

たとえば、他の施設との比較であれば、利用者1人当たり指定管理料や利用者負担率といった全体の収支計算から当該施設の状況を把握することや、料金区分別の利用者数をもとに利用者収入のシミュレーションをすることも考えられる。

減免については、自主事業における 利用料負担を見直すべきである。

イ. 支出項目の見直し

スケートリンクの保守管理費用が多額で、かつ限られた利用者が追加負担 ゼロで利用していることについて、スケートリンクを存続する意義について 検討すべきである。

ウ. 指定管理料の上限額の算定方法

指定管理料の上限額の算定は、概ね 過去4年間の実績平均に基づいて算定 されており、指定管理者の経営努力分 などの分析は行われていなかった。次 の指定期間(令和2年度から)の上限額 の算定には、『手引』に従って、指定 管理者の経営努力分の分析を行い、特 に、人件費については、将来にわたっ て持続可能な体制を維持するために積 極的に見直しを行う必要がある。 ア. 他県施設の利用料金 や減免基準、利用者の負 担割合などを分析し、利 用料金等の見直しを検討 する。

イ.スケートリンクは、 冬季の利用推進に寄与し ており、設備も比較的良 好な状態であることか ら、引き続き活用を図っ ていく。

また、スケートリンク に対して個別に利用料金 を設定することについて は、利用料金等の見直し と併せて検討する。

ウ. 新たな指定管理者の 公募に向け、人件費の見 直しなど、上限額の算定 方法を検討する。

			措置の		구인가 우스 우바 Hin	
区分	内容	報告書の該 当ページ	実施状況 (区分)	措置の内容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
P 静岡	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		(区刀)			
意見	①個人情報の管理方法の見直しについて個人情報の取扱いに関する管理方法が十分に整備・運用できていない。担当課と指定管理者が連携して次の対応をしていく必要がある。・指定管理者による個人情報の取扱い方法の総点検・指定管理者によるチェック(方法・時期等)の総点検・個人情報取扱規程の整備・担当課によるチェック(方法・時期等)の総点検・チェック記録の整備	P189	措置対応中	指定管理者は、個人情報取規程及び当該規程 に準じた管理体制を整備する。 担当課は、指定管理者が策定する規程及び・助発定する規程及が・助めて制に対して指導・定対した管理を制たた内容に入れたでのであるが、なされているが、なされている。	令和2年 3月	社 会教育課
意見	②外部評価委員会の評価結果について 外部評価委員会は、本来は指定管理者の業務の評価が目的であるが、施設のより良い管理運営を議論すれば、県が対応すべき事項についても言及されるのは必然である。 重要なのは、外部評価委員から出された提言やコメントに対してとであり、そのためには、指定管理者が対応するのかということであり、そのためには、指定管理者が対応すべきものと、県が対応すべきものと、県が対応すべきものと、県が対応すべきものと、県が対応すべきものと、県が対応すべきがあり、担当課は、評価をまとめる際には分けて表示するべきである。	P189	措 置 了	令和元年度の外部評価 委員会から、評価を指定 管理者が対応すべきもの と県が対応すべきものに 区分して評価結果を表示 することとした。		社 会課
意見	③収支計算の見直しについて 施設全体の収支差額合計は1億円 を超える赤字で推移しており、継続 的に、収支の見直しを検討するべトさ である。具体的に見直すポインと しては、利用料金の利用料減免の見 直しが考えられる。 県(税金)と利用者による施設の維持 管理コストの負担宏額からすると、利 用者負担額に比べて税金負担額が大 きいことがわかる。当該施設で利用 者収入が少ない要因は、料金設定の	P189	検討中	他県施設の利用料金や 減免基準、利用者の負担 割合などを分析し、利用 料金等の見直しを検討す る。	令和元年 12月	社 会 教育課

低さと減免対象の割合が大きいこと				
にある。				
利用料金については、担当課によ				
って平成 28 年度に見直しの要否が検				
討されていて、他の都道府県にある				
同様の施設の料金との比較も行われ				
ているが、利用者収入を増やすため				
にはどこを見直すべきか、といった				
アプローチではなく、今の料金設定:				
を見直さなくてもいいとする理由付:				
けに終わっている。たとえば、他の				
施設との比較であれば、利用者1人				
当たり指定管理料や利用者負担率と				
いった全体の収支計算から当該施設				
の状況を把握することや、料金区分				
別の利用者数をもとに利用者収入の				
シミュレーションをすることも考え				
られる。				
 · ·	L		I	l